

美作市指定文化財保存等事業補助金の要望調査における留意点について

次の事項にご留意の上、調査票を提出してください。

《補助金の対象となる団体・事業》

- ①国、岡山県及び美作市指定の文化財所有者及び管理者、または保存団体
 - ②補助金の該当年度の4月1日から3月31日までの期間において実施する文化財の保存事業または伝承事業
- ※本要望調査は令和9年4月1日～令和10年3月31日までに実施される事業に対してです。

《補助金の対象となる経費》

- ①補助金の対象となる事業の実施に必要な経費
- ※分かりにくい場合は、問合せ先までお問い合わせください。

《補助金の対象とならない経費》

- ①交際費・慶弔費
- ②申請団体の恒常的な人件費
- ③備品・物品等の取得費・整備費
- ④懇親会・慰労会等の飲食費
- ⑤申請団体内部の者に対する出演料・謝金
- ⑥保存伝承に直接関係のない視察研修旅費

《補助金の額》

- ①補助対象経費の2分の1以内の額（ただし、千円未満は切り捨ててください。）
- ②無形民俗文化財については、2分の1以内で上限50万円です。
- ③国・県指定文化財の防災設備維持及び保守点検に要する経費については、県補助金を控除した額の2分の1以内の額（ただし、千円未満は切り捨ててください。）
- ④本補助金以外に補助金がある場合は、その額を除くものとします。

《提出書類》

- ①保存修理に対する要望には、内訳の記入のある設計書若しくは見積書を添付してください。